

答弁書第五二号

内閣参質第四二号

昭和二十五年四月七日

内閣総理大臣 吉田 茂

参議院議長 佐藤 尚武殿

参議院議員岡村文四郎君提出租税に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員岡村文四郎君提出租税負担に關する質問に対する答弁書

戦後の財政需要のため国民の租税負担は可成り重いものになつていたが、政府としては、昭和二十四年度補正予算及び昭和二十五年度予算において極力歳出の削減を図り国民租税負担の軽減に努めたのであり、今後共歳出の節減に努め、租税負担の軽減を図りたいと考えている。

今營業者、農業者及び勤労者の国税及び地方税を通ずる直接税について昭和二十四年度におけるその負担の状況を見ると別表の通りであるが、昭和二十五年度の税制改正においては、基礎控除、扶養控除を引き上げて、小額所得者及び扶養親族の多い者の負担軽減に努めているのであつて、税制改正後における租税負担の状況はそれぞれ別表の通りであり、相当の軽減を図つた次第である。政府としては、今後とも全体としての国民の税負担の軽減を図るとともに各種所得者間及び大所得者と小所得者間の負担の公平とを期する所存であつて、国民の納税倫理の昂揚による自発的な申告納税成績の向上を期待するとともに税務行政能率の一層の刷新向上を図りたいと考えている。

国税及び地方税の直接税綜合負担額表

(給與所得者)

(單位円)

所得税額	税目	税額	
		二四年	二五年
		平年	平年
所得税額	獨身者	二四年	二五年
	世帯主(所得二五、〇〇〇円)と同居する場合	二四年	二五年
六、〇〇〇	国	六、五〇〇	五、二〇〇
	地方	八八八	一、八三五
六、〇〇〇	計	七、三八八	七、〇三五
	負担率%	一一・三	一一・七〇
一〇〇、〇〇〇	国	一三、三〇〇	九、六〇〇
	地方	一、六四八	四、五八八
一〇〇、〇〇〇	計	一四、八四八	一四、一八八
	負担率%	一四・八四	一四・一八

(夫)

(婦)

(夫婦及び子、二人)

二〇〇、〇〇〇		二〇〇、〇〇〇		二〇〇、〇〇〇	
その他の税	六、六七〇	国 税	四、八〇一	地 方 税	三、七三八
計	七、五三三	計	八、五三八	計	八、五三八
負担率 %	三九・七六	負担率 %	四二・九六	負担率 %	四二・九六
その他の税	一三、五〇〇	その他の税	一〇、八〇〇	その他の税	一〇、八〇〇
国 税	八、四四五	国 税	八、一八三	国 税	八、一八三
地 方 税	五、八五一	地 方 税	二七、〇四一	地 方 税	二六、四五三
計	一三、三〇六	計	一〇、八三三	計	一〇、七六四
負担率 %	四六・一〇	負担率 %	三六・〇七	負担率 %	三六・〇七
その他の税	三〇、〇〇〇	その他の税	一六、〇〇〇	その他の税	一六、〇〇〇
計	三〇、〇〇〇	計	一六、〇〇〇	計	一六、〇〇〇

階級別租税負担比較表の税率について

階級別租税負担比較表の税率は次によつた。

(イ) 所得税

区 分	基礎控除	勤労控除	扶養控除
現 行	一五、〇〇〇円	二五% 三七、五〇〇円	一、八〇〇円 (税額控除)

改正案 二五、〇〇〇〃

(最高 三〇、〇〇〇円)

(所得控除)

(ロ) 地租及び家屋税は賃貸価格の九〇〇倍を課税標準とし、税率一、七五%による。

(ニ) 住民税は

(1) 均等割 全国平均 改正案四八〇円 専従者八割とした。

(2) 所得割 所得税額の一八%

但し二五年については、二四年所得税の一八%の合計額による。

(三) 取引高税は一% 附加価値税は四%による。

国税及び地方税の直接税総合負担表内訳

(給與所得者)

税

額

(單位円)

所得金額 税 目

二四年 二五年 平 年 二四年 二五年 平 年

(独 身 者)

世帯主(所得一五、〇〇〇円)
同居する場合

所得税	六、五〇〇	五、三〇〇	五、二〇〇	一〇、〇〇〇	五、一〇〇	五、二〇〇
地租及家屋税	一、五六	四〇九	四〇九	一、五六	四〇九	四〇九
住民税	七、三三	一、六五〇	一、四二六	八、三〇	一、一九三	一、三三〇
計	七、六八	七、三五九	七、〇三五	一一、〇一一	七、八〇二	六、九三九
負担率%	一一・三	一一・〇九	一一・七〇	一八・六	一三・〇〇	一一・五四

				(夫)	婦	(夫婦及び子二人)	
100,000				13,200	9,600	9,600	4,800
所得税	地租及家屋税	住民税	計	1,733	1,733	1,733	1,733
負担率 %	9.8	2,856	3,308	12,488	13,500	11,866	7,876
				14,844	14,844	11,244	8,740
				14,844	13,500	11,244	7,876

				(夫婦及び子一人)	(夫婦及び子三人)		
150,000				24,350	20,435	11,135	11,135
所得税	地租及家屋税	住民税	計	2,143	1,816	2,143	2,143
負担率 %	1,561	4,804	3,563	13,700	1,370	4,156	3,483
				26,911	22,611	17,433	15,749
				24,350	15,077	11,611	10,049

(備考) 地租、家屋税は物価庁調(勤労家計の見透し第四次試算)による。

(農業者)

改

正

所得金額 税 目 二 四 年

専従者のない場合
(扶養家族四人)

専従者一人の場合
(扶養家族四人)

専従者二人の場合
(扶養家族四人)

二十五年 平 年 二十五年 平 年 二十五年 平 年

所得税 六、二五

地 租 六〇七

家屋税 三六〇

住民税 六三

計 七、七五

負担率% 二・〇三

所得税 一五、六七七

地 租 一、〇〇三

家屋税 三六〇

住民税 一、二八

計 一八、二八

負担率% 一八・二五

七〇,〇〇〇

一〇〇,〇〇〇

一五〇、〇〇〇	
所得稅	四、七八
地租	一、二八〇
家屋稅	六〇〇
住民稅	三、一三八
計	六、七六六
負擔率%	五五・八一

備考

1 所得金額は、地租及家屋税を必要経費として控除しない前のものである。従つて課税所得金額は所得金額から、地租、家屋税のうち、事業の用に供せられる部分を差引いたものとなる。

2 専従者とは、原則として生計を一にし所得の一定額以下の者で、所得税の算定上扶養控除を受ける者をいう。

3 耕地、宅地及び家屋は、次により推定したものである。

一〇〇、〇〇〇	七〇、〇〇〇 円	所得金額
七	三反	田
五	五反	畑
		耕地反別
		宅
一五〇	一五〇 円	地
三〇	三〇 坪	家屋

一五〇、〇〇〇

一〇

五

二〇〇

三〇

(營業者)

(單位円)

所得金額 税 目

二十四年

二十五年 平 年

専従者のない場合
(扶養家族三人)

専従者一人の場合
(扶養家族三人)

税 額

所得税	一三、八四	七、八九	七、八九
事業税	一五、一七		
地租	一八〇	三、四七三	三、四七三
家屋税	九〇〇		
住民税	九四	二、七九	一、七四
計	一九、五八	一三、三七〇	二、四四五
負担率%	二九・五七	一三・三	二・四三
取引高税	六、六七〇		
附加価値税	—	五、三〇	五、三〇
合計	二五、二四	一八、六九三	一七、七五

100,000

100,000						100,000					
所得稅	事業稅	地租	家屋稅	住民稅	計	所得稅	事業稅	地租	家屋稅	住民稅	計
四、八〇一	三〇、三八〇	四八〇	一、二〇〇	二、六六二	七九、五三三	四、八〇一	三〇、三八〇	四八〇	一、二〇〇	二、六六二	七九、五三三
美、七〇八		五、六八五		七、五四四	四九、九七	美、七〇八		五、六八五		七、〇八七	四九、四八〇
三、七〇八		五、六八五		七、〇八七	四九、四八〇	三、七〇八		五、六八五		七、九三八	四五、五二
三、九〇八		五、六八五		七、九三八	四五、五二	三、九〇八		五、六八五		六、六〇七	四四、三〇〇
三、九〇八		五、六八五		六、六〇七	四四、三〇〇	三、九〇八		五、六八五		三、一〇	三三、七六
附加價值稅	取引高稅	負擔率%	計	住民稅	家屋稅	附加價值稅	取引高稅	負擔率%	計	住民稅	家屋稅
—	一三、五〇〇	五九・七六	七九、五三三	二、六六二	一、二〇〇	—	一三、五〇〇	五九・七六	七九、五三三	二、六六二	一、二〇〇
一〇、八〇〇		三四・九六	四九、九七	七、五四四		一〇、八〇〇		三四・九六	四九、九七	七、五四四	
一〇、八〇〇		二四・七四	四九、四八〇	七、〇八七		一〇、八〇〇		二四・七四	四九、四八〇	七、〇八七	
一〇、八〇〇		三三・七六	四五、五二	七、九三八		一〇、八〇〇		三三・七六	四五、五二	七、九三八	
一〇、八〇〇		三三・一〇	四四、三〇〇	六、六〇七		一〇、八〇〇		三三・一〇	四四、三〇〇	六、六〇七	
合計	所得稅	事業稅	地租	家屋稅	住民稅	合計	所得稅	事業稅	地租	家屋稅	住民稅
九三、〇三三	八四、四五五	四四、四八七	九〇〇	二、七〇〇	四、七四	九三、〇三三	八四、四五五	四四、四八七	九〇〇	二、七〇〇	四、七四
六、〇七七	八、一八二		一一、三六〇		一五、六八一	六、〇七七	八、一八二		一一、三六〇		一五、六八一
六〇、二八〇	八二、一八二		一一、三六〇		一五、〇九三	六〇、二八〇	八二、一八二		一一、三六〇		一五、〇九三
五五、三三一	七五、一八二		一一、三六〇		一六、〇六五	五五、三三一	七五、一八二		一一、三六〇		一六、〇六五
五五、〇〇〇	七五、一八二		一一、三六〇		一四、三九六	五五、〇〇〇	七五、一八二		一一、三六〇		一四、三九六

備考

負担率%	四六・一	三六・〇七	三五・八七	三四・二〇	三三・六四
取引高税	二〇,〇〇〇	—	—	—	—
附加価値税	—	一六,〇〇〇	一六,〇〇〇	一六,〇〇〇	一六,〇〇〇
合計	一五八,三〇六	一三四,三三三	一三三,六五四	一二八,六〇七	一二六,九三八

一、所得金額は、事業税、地租及び家屋税を必要経費として控除しない前のものである。従つて課税所得金額は、所得金額から、地租、家屋税のうち事業の用に供せられた部分のもの及び事業税を差引いたものとなる。

二、専従者とは、原則として生計を一にし所得の一定額以下の者で所得税の計算上扶養控除を受ける者をいう。

三、地租家屋税は右により推定した。

所得金額 千円	宅地	家屋
一〇〇	三〇坪	一五坪
二〇〇	四〇坪	二〇坪
三〇〇	五〇坪	三〇坪

四、取引高税及び附加価値税は、營業者を物品販売業小売と仮定し次により推定した。

取引高税

取引金額 所得金の十五分の一〇〇（純益二五％）

税 率 一％

附加価値税

附加価値額 売上高の二六

税 率 四％